様式第１１号（第５条関係）

（裏面） （表面）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律抜すい（抄）  第75条　環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、第９条第１項の許可を受けた者、鳥獣（その加工品を含む。）若しくは鳥類の卵の販売、輸出輸入若しくは加工をしようとする者、特別保護地区の区域内において第29条第7項各号に掲げる行為をした者、狩猟免許を受けた者若しくは狩猟者登録を受けた者又は猟区設定者に対し、その行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。  ２　環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、特別保護地区の区域内において第29条第７項各号に掲げる行為をした者が所有し、又は占有する土地に立ち入り、その者がした行為の実施状況について検査させ、若しくは関係者に質問させ、又はその行為が鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護に及ぼす影響について調査をさせることができる。  ３　環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に鳥獣保護区、休猟区、猟区、店舗その他の必要な場所に立ち入り、狩猟をする者その他の者の所持する鳥獣（その加工品を含む。）又は鳥類の卵を検査させることができる。  ４ 第２項の規定による立入検査若しくは立入調査又は前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。  ５　第１項から第３項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。  第86条　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金　に処する。  　(1)～(9)　（略）(10)　第75条第３項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者。 |  | 第　　　　号  　　 交付年月日 　　　年　　月　　日    　　 使用期限 年　　月　　日  鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第75条第4項  　 の規定による身分証明書 | | |  |
|  | 写　　真 | 官　職  氏　名    国頭村長　　　　　　　　　　 印 |
|  |
|  | | |